

【記入例】

輸出貿易管理令 別表第

2 貯蔵容器関連

記入する際は、経済産業省のサイトにある「貨物・技術のマトリックス」や「Q&A」を参照しながら記入します！

[https://www.meti.go.jp/policy/ampo/matrix\\_intro.html](https://www.meti.go.jp/policy/ampo/matrix_intro.html)

©CISTEC

2024.02.01施行省令等対応 ( 1 / 1 )

<p>3-(2) 次に掲げる貨物であつて、 軍用の化学製剤の製造に用いられる装置 又はその部分品若しくは附属装置であるものうち 経済産業省令で定める仕様のもの</p> <p>1 反応器 2 貯蔵容器 3 熱交換機 4 下線のある用語は、通達で用語の解釈が規定されています。各項の用語の解釈で必ず判断します。この場合は、「製造に用いることができる装置をいう。」と規定されています。</p>	<p>貨物名：活魚運搬容器</p> <p>メーカー名：〇×〇×株式会社</p> <p>型及び銘柄：F I S H - A L I V E 20XX - S 1 型</p>
<p>【省令】第2条【第2項】輸出令別表第1の3の項(1)の経済産業省令で定める仕様のものは、次のいずれかに該当するものとする。</p> <p>二 貯蔵容器であつて、 容量が0.1立方メートルを超えるものうち、 内容物と接触するすべての部分が 次のいずれかに該当する材料で構成され、裏打ち 又は被覆されたもの</p> <p>イ ニッケル又はニッケルの含有量が 全重量の40パーセントを超える合金</p> <p>ロ ニッケルの含有量が全重量の25パーセントを超え、 かつ、クロムの含有量が全重量の20パーセントを 超える合金</p> <p>ハ ふっ素重合体</p> <p>ニ ガラス</p> <p>ホ タンタル又はタンタル合金</p> <p>ヘ チタン又はチタン合金</p> <p>ト ジルコニウム又はジルコニウム合金</p> <p>チ ニオブ又はニオブ合金</p> <p>数値の規制には原則、数値で回答します。</p>	<p>判定欄</p> <p>該当 ○ 非該当 × 対象外 -</p> <p>〇 [ × ]</p> <p>数値 ( 0.7立方メートル )</p> <p>SUS304を使用。鋼材メーカーの成分表を参考に添付。</p> <p>数値 ( ニッケル 10.5% )</p> <p>数値 ( ニッケル 10.5% )</p> <p>数値 ( クロム 20% )</p> <p>左記の材料は使用していない。 なぜ対象外なのか、理由を簡潔に記入します。</p>
<p>【省令】第2条【第3項】輸出令別表第1の3の項(3)の経済産業省令で定める仕様のものは、次のいずれかに該当するものとする。</p> <p>二 前項第二号に該当する貯蔵容器のうち、内容物と接触する全ての部分がガラスで裏打ちされ、又は被覆されたものの修理に用いられる組立品 又はそのために特に設計した部分品であつて、 内容物と接触する金属部分がタンタル 又はタンタル合金で構成されたもの</p>	<p>[-]</p> <p>前項 = 第2項</p> <p>判定結果</p> <p>□該当 ■非該当</p>

作成責任者：(作成年月日：20××年××月××日)

会社名 〇×〇×株式会社

所属・役職 技術部長

(フリガナ) 氏名 安全 太郎

電話 03 (1234) 5678

経済産業省、税関、警察からの問い合わせに、回答できる管理職の方が記名捺印します。

この欄は判定結果が、「該当」になる場合、許可申請の際に、必要に応じて、記入します。

該当か非該当か、レ点等でチェックします。上記以外にも、輸出令別表第1の対象になっている貨物がある場合は、関係する項番でチェックします。プログラムや技術があれば、関連する外為令別表でチェックします。